

とちぎでTRY！テレワーク移住体験補助金
よくある質問

事業の概要について

番号	質問	回答
1	テレワークの実施場所は、栃木県内であればどこでも良いのか。	お見込みのとおりです。ただし、滞在場所と実施場所をどちらも栃木県内としてください。

補助対象者について

番号	質問	回答
1	企業として本補助金を申請することは可能か。	企業としての申請はできません。従業員の方が個別に申請してください。なお、企業向けにお試しサテライトオフィス設置推進事業を実施しておりますので御確認ください。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/otameshi/20210617otameshi.html

補助対象経費算定期間について

番号	質問	回答
1	最短7日（6泊7日）とあるが、3泊4日を2回組み合わせる形でも良いのか。	お試しテレワーク期間中は、連続して県内に滞在場所を確保する必要があるため、御質問のような組み合わせは補助対象とできません。
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、お試しテレワーク期間中に滞在場所から退去を要請された場合はどうしたら良いか。	まずは県に御相談ください。なお、退去することになってもお試しテレワーク期間が7日以上であれば、その期間の経費は補助対象となります。ただし、お試しテレワーク期間が7日（6泊7日）に満たなくなる場合は、本補助金の交付はできません。 （他の滞在場所を確保し、お試し期間が連続7日以上となれば補助対象となります。）

補助対象経費について

番号	質問	回答
1	高速道路使用料はレンタカーを利用した場合も補助対象となるか。	レンタカーを利用した場合も補助対象です。

番号	質問	回答
2	滞在中の交通費は、バス・電車・タクシーについても補助対象となるか。	滞在中の交通費はレンタカー利用料のみ（燃料費は除く）であり、バス・電車・タクシーその他は補助対象外です。
3	レンタカーの利用料補助については、駐車場代も補助対象となるか。	駐車場代は補助対象外です。
4	東京圏でレンタカーを借りた場合でも補助対象となるか。	補助対象経費算定期間内でのみ対象となります。（お試しテレワークのために本県に到着した日を事業開始日、お試しテレワークを終了し、本県を離れた日を事業完了日としております。そのため、レンタカーの利用開始日に本県へ到着し、本県を離れた日にレンタカーを返却するなど期間外での利用料金がかからないように注意してください。）
5	レンタカーを借りる際に加入する任意保険は補助対象となるか。	補助対象です。
6	レンタカーをキャンセルしようと思うが、キャンセル料は県に請求できるか。	補助対象者に起因しない場合も含め、交付決定後にキャンセルしたもののキャンセル料は補助対象経費といたしません。